

平成28年10月21日

コーナン商事株式会社
代表取締役 足田 直太郎 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成28年2月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コーナンP R O吉祥院店
京都市南区吉祥院蒔絵町3 1 - 1

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本出店計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- ・ 来客車両用の出入口の前は中央分離帯が無く、久世橋通を西進する来店車両が右折入庫する可能性があるため、案内看板の掲示やセンターポールを設置するなどにより、右折入庫の防止に努めること。
- ・ 退店車両が祥栄小学校の北側及び南側の道路を通ることが無いよう退店経路の案内を徹底し、通学児童・生徒の安全確保に努めるとともに、開店後に退店車両の経路を調査し、経路の周知の実効性について検証すること。
- ・ 当該店舗の近隣にドラッグストアの出店が予定されているが、退店車両経路については同様の課題を抱えているため、両店舗が積極的に協議を行うこと等により協力体制を構築し、歩調を合わせて課題の解消に取り組むこと。

- ・ 早朝に大型車両による搬入が計画されていることから、早朝の荷さばきに関して、静穏に作業するよう徹底すること。
- ・ 当該店舗の来店客は、早朝に重量のある商品を購入することが見込まれるため、来店客が商品を駐車場まで運搬する際に発生するカート音等の騒音の発生の抑制に努めること。
- ・ 通学時間帯における廃棄物収集車両の入出庫を避け、通学児童・生徒の安全確保に努めること。
- ・ 開店後に近隣住民と懇談する機会を設け、退店車両の経路の調査結果の情報提供や、騒音や交通等の店舗運営に関する意見交換を積極的に行うなど、問題の把握と解決に向けて誠実に対応すること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の工業地域に位置している。

周辺の状況は、北側は事業所、東側は駐車場、西側は道路を隔てて店舗及び住宅、南側は久世橋通を隔てて店舗が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会においては、荷さばき車両及び廃棄物収集車両専用としている西側出入口の安全対策や来退店車両に対する経路の周知方法等に関する意見、開店後の小学校や地域住民が相談する場の設定について要望が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数である43台を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

なお、来客車両用の出入口の前は中央分離帯が無く、久世橋通を西進する来店車両が右折入庫する可能性があるため、案内看板の掲示やセンターポールを設置するなどにより、右折入庫の防止に努めることが望まれる。

また、退店車両が祥栄小学校の北側及び南側の道路を通ることが無いよう退店経路の案内を徹底し、通学児童・生徒の安全確保に努めるとともに、開店後に退店車両の経路を調査し、経路の周知の実効性について検証することが望まれる。

さらに、当該店舗の近隣にドラッグストアの出店が予定されているが、退店車両経路については同様の課題を抱えているため、両店舗が積極的に協議を行うこと等により協力体制を構築し、歩調を合わせて課題の解消に取り組むことが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について配慮されているが、早朝に大型車両による搬入が計画されていることから、早朝の荷さばきに関して、静穏に作業するよう徹底することが望まれる。

（4）騒音について

計画地周辺は工業地域であり、昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測は環境基準を下回っており、夜間における騒音の最大値についても規制基準を下回っていることか

ら周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、当該店舗の来店客は、早朝に重量のある商品を購入することが見込まれるため、来店客が商品を駐車場まで運搬する際に発生するカート音等の騒音の発生の抑制に努めることが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても配慮されている。

なお、通学時間帯における廃棄物収集車両の入出庫を避け、通学児童・生徒の安全確保に努めることが望まれる。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び地方公共団体等から要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。

(7) その他

開店後に近隣住民と懇談する機会を設け、退店車両の経路の調査結果の情報提供や、騒音や交通等の店舗運営に関する意見交換を積極的に行うなど、問題の把握と解決に向けて誠実に対応することが望まれる。

以上により、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。